

■平成 29 年度小平市一般会計予算 反対討論

議案第 6 号 平成 29 年度小平市一般会計予算について、都民ファーストの会小平として反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、12 年前の 3 月議会で、前市長が提出した予算案が否決され、暫定予算を組むことになった理由と同じです。

これまで、市長選挙の年で任期に限りがあっても、市民生活を考えれば、通年予算を組むことは許されるし必要という立場でした。しかし、今回は異なります。定例会初日には、市長の多選自粛宣言の反故について、さらに議会での発言撤回や陳謝もない態度から、市長不信任案に賛成しました。私は現市長には通年予算を組む資格がないと思っています。12 年前に、予算案が否決され、2 ヶ月の暫定予算を組んだ前市長を見習い、謙虚になって、暫定予算を提出すべきでした。この予算案は、「新たな市長が政策を盛り込む余地を残す骨格予算」とは言うものの、90%本格予算の通年予算であり、これを提案する態度は、12 年前に予算を否決にした議員の発言を借りるならば、まさに「おごり」のなにものでもありません。

以下、平成 17 年 3 月定例会 1 日目の質疑と 2 日目の、一般会計予算の反対討論を引用して、反対討論としたいとおもいます。

まず、高橋三男議員の本会議での質疑を以下引用します。（質疑引用）

『さて、前田雅尚市長、あなたの 4 選に対する市民の審判は来る 4 月 3 日であります。市民の厳粛な審判の結果は神のみぞ知るであります。だれもがその結果を知り得ないのであります。

そこで今、新年度当初予算について、現市長に付与されている予算はもちろん、すべての市長としての権限の行使はあなたの任期にしか認められておりません。すなわち、あなたの権限の行使期間は 4 月 10 日までということになります。つまり 365 分の 10 であります。それにもかかわらず、提案された平成 17 年度予算は通年予算であります。このことは、選挙の結果、新年度予算には民意が反映されないということになりかねません。

繰り返します。選挙の結果、新年度予算には民意の反映がなされない懸念があります。あなた以外の新しい市長が誕生すれば、4 年間を負託されているにもかかわらず、1 年間、つまり任期の 4 分の 1 は新しい市長の予算編成権を拘束することになるのではないのでしょうか。今回提案された通年予算は、市長に専決する予算編成権、予算提案権の乱用であり、余りにも民意を恐れない暴挙と考えます。が、いかがでしょうか。

第 2 点、予算編成権、提案権は市長に専決する固有の権限です。当然議会にはありません。固有の権限であるからこれを振り回すというのであれば、明らかに民主主義の否定であり、まさしく暴挙であります。現在、我々市政に携わる者の崇高な使命として、まだまだよちよち歩きの民主主義を擁護し、発展、醸成させる大義があるものと私は認識しております。この大義にも反する恐れなきおごりの姿勢ではないのでしょうか。速やかに予算を撤回し、地方自治法第 218 条に基づき暫定予算を編成、提案すべきと考えるが、いかがでしょうか。』

以上が質疑です。このように意見を述べられたうえで、市長の見解が求められました。

市長答弁は省略します。

そして、市長答弁に対しする再質問として さらに以下引用します。

『なるほどそういう基本的な姿勢でしょうか。私は違うと思います。それは傲慢であり、市

民をばかにしているんじゃないかと質問をいたします。市長は、先ほど私が申し上げたように4月3日投票日、4月10日までの任期です。さっき言ったとおり365分の10です。選挙は政策を争うものなんですね。あなたが12月1日に引き続いて市政を担当したいと表明した、その意欲は結構です。しかし、1月14日にはほかの候補者も市政に挑戦したい、あるいは3月27日までにまだまだ第2、第3、第4の候補が出てくるかもわからない。そういう中で政策を争う選挙なんです。民意を問う選挙なんです。民主主義の基本原則である選挙をやるわけです。相手の候補が勝つか市長が勝つか。相手の候補が勝ったらどうするんですか。

相手の政策を見て、市長の政策を見て、あるいはこれから出てくる方たちの政策を見て、市民は政策を見て、期待して投票するんですよ。

つまり、何が私は今まで民意を大切にしてきたんだと、この予算も民意が入っていると、基本的な認識が違う。選挙を迎える改選期には、地方自治法に書いてあるような謙虚な気持ちで、真っさらな気持ちで、市民の皆さんどうでしょうかというのが姿勢ではないでしょうか。

まとめていきますけれども、1つとして、予算は政策の表現なんです。市長の顔なんです。であるから、新年度開始直後に市長選挙などが行われる場合は、選挙後に新しい市長に予算編成権の行使をゆだねるべきではないでしょうか。

2つ目に、普通地方公共団体の長は、必要に応じて、1会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。前田市長が通年予算にこだわる理由がないじゃないですか。さきの地方自治法第218条第2項の規定を運用して予算を調製して、だれが異議を唱えるんでしょうか。前田市長が引き続いて当選したら今考えている予算がいくでしょう。だから暫定とすべきなんですよ。新しい市長を選ぶ民意もこれから競い合うわけですから、4年間与えられた任期の25%が何にもできないというんだったら、選挙をやる意味がないじゃないでしょうか。』

以上が引用です。その他の質疑、市長答弁は省略します。結果、初日に結論がでず、翌日、委員会付託を省略し、即決審査となり、反対多数で否決され、最終日に4月、5月の2ヶ月間の暫定予算が提出され、全会一致で可決となりました。この当初の予算案の同じく高橋三男議員の反対討論を以下引用いたします。

『フォーラム小平を代表いたしまして、議案第3号、平成17年度小平市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

第1点、前田市長の4選に対する市民の審判は来る4月3日です。市民の厳粛な審判の結果はだれも知り得ることはできません。わかっているのは前田市長の任期が4月10日ということです。つまり、平成17年度365分の10しか権限行使の期間がないのにもかかわらず通年予算を提案する政治姿勢を私どもは批判しているのであります。あなたの自信を持って挑む心意気、気概については、私はある種の感動を覚えます。前田市長、もう1度冷静に謙虚に、市長選という18万市民の生活がかかるリーダーを選ぶ選挙、政策を示し、競い合う選挙であります。自信を持つのはあなたの自由です。しかし、別の市長が誕生したらどうするのか、このことを365日常に考えながら行動するのが、権力を持つ、また与えられた権力を行使する市長としての第1章ではないでしょうか。あなたは、いい予算だから、おれの編成した予算を1年間黙ってやりなさいと言っているのに等しいのであります。私は傲慢な態度だと思います。何が民意を、市民を大事にしている姿でしょうか。全く民主主義を否定した暴挙、おごり、選

ぶ言葉もありません。市長に専決する固有の権限は認めます。行使する権限の裏腹に義務が果たせるものでなくてはなりません。したがって、地方自治法第218条第2項の規定により、結果的に暫定予算となるのは当然の帰結であります。

2つ目に、昨日の議会で3会派の行動により混乱したというような言動がありました。勘違いしないでほしいと思います。これが正常な民意を反映した議会の姿なのであります。また、予算について会派の説明、全員協議会その他積み上げを無視するものだとの発言もありました。私どもはそんな枝葉のことを問題にしているのではなくて、議会制民主主義の根幹の問題で市長の政治姿勢を批判しているのであります。私は、私どもの真剣な主張が通り、公平、平等に民意が反映される、風穴があいたと自負しております。いろいろな批判もあるかも知りません。私どもは堂々その批判を受けとめたいと思っております。

3つ目に、数日前から議員に対しある職員の、暫定予算になると象徴的な耐震補強工事その他の事業ができなくなる、責任はどうとるのかというような不穏な言動を風聞いたしました。指示なのか、自主的な発議なのかわかりませんが、いずれにしても立場を超えた不穏当な発言であります。大変遺憾に思っております。心にとどめておきます。

以上申し上げ、平成17年度小平市一般会計予算について、フォーラム小平を代表して反対の討論といたします。』

以上が引用です。長くなりましたが、これをもって本議案に対する反対討論といたします。